

奈良県立病院機構未収金回収業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

未収金回収業務について、事業者に業務を委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2. 業務内容

(1) 委託業務名

奈良県立病院機構未収金回収業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとします。

ただし、各病院長及び受託者が合意した場合には、2回を限度として更新することができるものとします。(更新期間は1年以内とし、各年更新とします。)

(3) 委託業務の内容

奈良県立病院機構の経営に影響を及ぼしている患者自己負担分の未収金(以下「未収金」という。)に係る収納業務を高度な専門性を有する事業者に委託することにより、利用者負担の公平性の確保及び未収金残高の縮減を図るために必要な業務を委託します。

詳細は別添「未収金回収業務委託仕様書」によります。

(4) 履行場所

奈良県総合医療センター(奈良市七条西町2-897-5)

奈良県西和医療センター(生駒郡三郷町三室1-14-16)

奈良県総合リハビリテーションセンター(磯城郡田原本町大字多722)

(5) 担当部署

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2-897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 経営係

電話 0742-81-3400

FAX 0742-81-3404

E-mail honbu@nara-pho.jp

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。

(4) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、主たる営業種目「Q7諸サービス」で登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

(5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中

でないものであること。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

①弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人。

②債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定により営業の許可を受けた債権回収会社で、同法第12条ただし書の規定に基づき、集金代行業務に関して法務大臣から兼業承認を受けている者。

(7) 500床以上を有する病院において、平成28年4月1日以降に未収金回収業務を受託し、履行した実績を有するものであること。

4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び企画提案書等を指定期限までに提出してください。

5. 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月3日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2-897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 経営係

電話 0742-81-3400

FAX 0742-81-3404

E-mail honbu@nara-pho.jp

(3) 交付資料

- ・実施要領
- ・参加申込書（様式1）
- ・質問票（様式2）
- ・企画提案書（様式3～8）

※上記交付資料は、下記URLからもご覧いただけます。

奈良県立病院機構ホームページ (<http://www.nara-pho.jp/>)

6. 参加申込書の提出

(1) 令和3年2月15日（月）から令和3年3月3日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 経営係

電話 0742-81-3400

FAX 0742-81-3404

E-mail honbu@nara-pho.jp

(3) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）

(4) 提出方法

持参、または郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和3年3月3日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

7. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和3年2月15日（月）から令和3年2月24日（水）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 経営係

電話 0742-81-3400

FAX 0742-81-3404

E-mail honbu@nara-pho.jp

(3) 質問方法

別紙「質問票」（様式2）に質問内容を記入し、上記（2）にある提出場所までFAX番号、または電子メールアドレスあて送付してください。送付後は、到着確認の連絡をしてください。

なお、電話、口頭での質問は受け付けません。

(4) 質問事項の回答

上記の期間内に受理した質問を全てまとめ、参加申込書の提出があった全事業者あて、令和3年3月1日（月）までに、FAXまたは電子メールで回答します。

8. 企画提案書等（様式3～8）の提出

(1) 提出期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月9日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2-897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 経営係

電話 0742-81-3400

FAX 0742-81-3404

E-mail honbu@nara-pho.jp

(3) 提出書類及び提出部数

・提案書表紙（様式3）

・企画提案書（様式4～8）

上記提出書類を7部（正本1部・副本6部）

※副本については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載をしないで下さい。

記載がある場合は、その項目を無効とします。

下記の項目に関する具体的な提案をしてください。

①業務実績

過去における同種の業務についての受託件数及び実績（回収率）

②業務実施について

業務実施方針

ア 基本方針について

イ 業務の特色について

ウ コンプライアンス体制について

業務実施手法

ア 回収方法の流れについて

(実施手法及び実施スケジュール・債務者等からの入金方法及び各病院口座への送金方法)

イ 債務者等の状況把握の方法について

ウ 回収率向上のための工夫や取り組みについて

エ 各病院との連携(連絡調整・各種報告)方法について

③業務執行体制

ア 業務実施予定人員について

イ 業務分担内容について

④受託手数料率

受託手数料率見積書

- ・会社(業務)概要及び会社案内書(リーフレット等)(任意様式)・・・7部
- ・弁護士等以外の者にあつては集金代行業務に関する法務大臣の承認書(写)・・・1部
- ・その他の書類・・・1部

奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類

(4) 企画提案書等の作成要領及び留意事項

- ①提案に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、時刻は日本標準時間とします。
- ②企画提案書は、原則としてA4版・縦型・横書き・左綴じで作成してください。
- ③企画提案書に記載する文字の大きさは、10.5~12ポイントとし、書体は任意とします。
- ④文章を補完するためのイラスト、イメージ図は使用しても構いません。
- ⑤添付する資料はA4に統一してください。
- ⑥その他
 - ア 提出書類については、提出後の追加及び変更は認めません。
 - イ 提出された書類以外に必要な書類の提出を求める場合があります。
 - ウ 提案書表紙(様式3)には、代表者の押印が必要です。
 - エ 企画提案(様式4)を1ページとし、(様式4~8)の各ページに通し番号をふってください。

(5) 提出方法

持参、または郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和3年3月9日(火)午後5時までには到着したものに限り受け付けます。

9. 選定方法

(1) 選定方法

奈良県立病院機構未収金回収業務委託事業審査会が、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションでの説明内容に基づき、別紙の「奈良県立病院機構未収金回収業務委託事業者選定基準」に従い総合的に評価し、総合評価点の最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

(2) 選定結果の通知

審査結果は、選定後概ね7日以内に文書により提案者あて通知します。

なお、審査結果の問い合わせについては一切応じません。

10. プレゼンテーションの実施

各提案者は、企画提案書等について、プレゼンテーションを実施します。

(1) 実施日時（予定）

令和3年3月16日（火）

(2) 実施場所（予定）

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2-897-5

奈良県総合医療センター内

(3) 所要時間

プレゼンテーション15分程度・質疑応答15分程度

(4) 注意事項

- ①プレゼンテーションの実施日時及び各提案者の開始時間等は、別途通知します。
- ②事前に提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、当日に資料を追加しないで下さい。
- ③プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とします。
- ④プレゼンテーションへの出席者について、提案者あたり3人までとします。
- ⑤プレゼンテーションは非公開とします。提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴等することはできません。
- ⑥指定の開始時間の遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合、審査対象としません。
- ⑦プレゼンテーションにおいて、スライドやパワーポイント等を使用する場合、事前に審査会へ報告して下さい。必要なパソコン等の機器は、各提案者で用意して下さい。プロジェクター及びスクリーンは、審査会で用意します。

11. 事業者との契約

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行います。協議が不調のときは、優秀提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行います。
- (2) 提案者が2者に達しない場合は、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、事業審査会にて事業者の企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に判断します。
- (3) 選定された者は、通知があり次第、当機構担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手して下さい。
- (4) 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施して下さい。
- (5) 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがあります。
- (6) 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程に定めるところによります。
- (7) 選定者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

12. 契約の解除

契約締結後、契約者について11(7)の①から⑥までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を奈良県立病院機構に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

13. その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提案に要する経費は、各事業者の負担とします。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用しません。
- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となります。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。
- (8) 提案書の提出者が1者であった場合は、評価基準による得点が6割を超え、かつ審査会で認めたものであることを条件に、契約の相手方として特定することがあります。
- (9) その他、定めのない事項については、奈良県立病院機構が規定する各規程及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例及びその他奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。